

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、五條市、宇陀市、野迫川村及び東吉野村における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

平成二十六年三月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 調査を行った者の名称

五條市

宇陀市

野迫川村

東吉野村

二 調査を行った期間

五條市 平成二十三年四月二十日から平成二十五年二月六日まで

宇陀市 平成二十三年八月十八日から平成二十四年九月十三日まで

野迫川村 平成二十三年五月二日から平成二十四年六月二十七日まで

東吉野村 平成二十三年四月二十六日から平成二十五年三月十八日まで

東吉野村 平成二十四年五月十八日から平成二十五年三月九日まで

三 成果の名称

五條市須恵一丁目、二丁目の各一部の地籍図及び地籍簿

宇陀市榛原檜牧の一部の地籍図及び地籍簿

野迫川村（大字池津川の一部）の地籍図及び地籍簿

東吉野村（大字木津川の一部）の地籍図及び地籍簿

東吉野村（大字木津川の一部）の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

五條市須恵一丁目、二丁目の各一部の地域

宇陀市榛原檜牧の一部の地域

吉野郡野迫川村大字池津川の一部の地域

吉野郡東吉野村大字木津川の一部の地域

吉野郡東吉野村大字木津川の一部の地域

五 認証年月日

平成二十六年二月二十七日